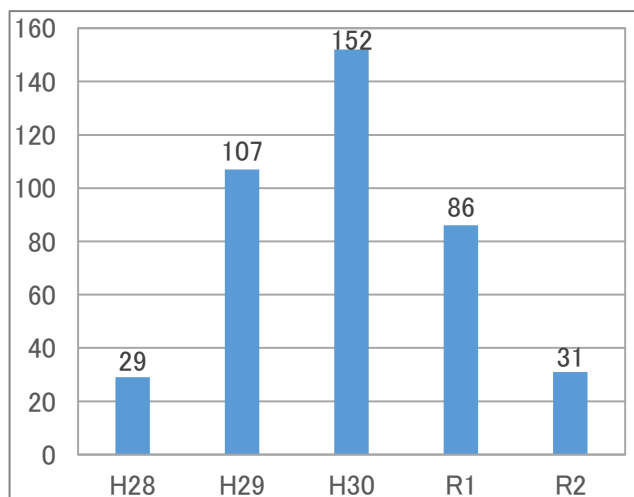


「もうけ話」に注意を

インターネット上では、副業、投資やギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウと称して販売される「情報商材」の情報があふれていますが、情報商材に関するトラブルの相談が増えています。

- ▼高校時代の同級生から急に「簡単にもうかるバイトの話聞きに行こう」とメッセージが届いた。一緒に出向いたホテルのラウンジの豪華な雰囲気でのまれて、よく分からない契約をした。消費者金融でのお金の借り方を教えられ、借りた50万円を支払った。売買契約書にはソフトウェア購入と記載されているが、実際はオンラインカジノのサイトを教えられただけだった。(20代・男性)
- ▼SNSを通じて「バイナリーオプションでもうける方法を教える」という人と友達になった。勧められたサイトに登録し、取引を始めるためにクレジットで10万円の決済をした。しかし、操作方法が分からず問い合わせしても返答がない。出金しようとしても「入金額の3倍以上の取引がないと出金できない」との規約により出金できなかった。調べてみたら、運営者は海外の無登録業者であることが分かった。(20代・女性)

広告や説明では、簡単にもうかる、サポート保証や返金保証があると強調されていたのに、実際はもうからない、事前に説明されたサポートがない、問い合わせでも対応してくれない、返金されないといった苦情がみられます。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた情報商材に関する相談件数（R2は7月末までの件数）

情報商材は購入するまでは内容を確かめることができないため、実際はあまり価値のない情報が高額で販売されていることがあります。簡単にもうかると掲載されていたり、友人から紹介されたりしてもうのみにせず、契約内容やリスクについて慎重に判断しましょう。また、すぐに元が取れるから大丈夫などと言われても、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしないようにしてください。

契約の取り消しやクーリング・オフなどができる場合もありますので、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし) 188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。